

根拠法令

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

（耐震診断の結果の公表）

第九条

所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

○附 則（平成 25 年法律第 20 号）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 1～2 略

3 第八条、第九条（耐震診断の結果の公表）及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）

（法第九条の規定による公表の方法）

第二十二條

法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項（国土交通省告示第 1059 号）